

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

建設業法の改正（令和6年12月13日）により、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととなりました。

1 対象工事

福島環境局が発注する全ての工事

2 通知方法

受注者から契約担当者に請負契約締結時に別添「(様式) 建設業法第20条の2第2項通知」にて提出